

浄化槽の維持管理費補助制度の見直しについて

1 補助制度の見直しについて

平成26年度の加古川市の公共下水道計画区域の見直しにより、合併処理浄化槽区域（下水道及び農業集落排水施設で排水処理する区域以外の区域）となった地域の合併処理浄化槽使用世帯を対象にした浄化槽維持管理費補助制度（以下、「補助制度」という。）については、令和7年の公共下水道概成を見込んで、平成27年度から令和7年度までの11年間の実施予定で開始されました。

当該補助制度は、浄化槽法第11条に規定する法定検査の受検率（以下、「受検率」という。）の向上を図り、下水道使用世帯と比較して、負担が多い合併処理浄化槽を使用する世帯の点検・検査等にかかる費用を補助することにより、適正な合併処理浄化槽の維持管理（排水処理）を促進し、快適な生活環境の改善と公共用水域（河川・海）の水質保全を図るものです。

さて、当該補助制度を定めた加古川市浄化槽維持管理費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）については、附則第2条に、「要綱の施行後7年を経過した日の以降において、法定検査の実施率、下水道使用料及び社会経済情勢の変化等を勘案し、この要綱の規定について検討を行う」と明記されており、本年度はその見直し年度にあたります。

また、本年度は加古川市生活排水処理基本計画（以下、「基本計画」という。）の改定作業の年度であり、基本計画の中でも補助制度を維持する方向で検討を進めているところです。

2 補助制度の改正（案）の概要

令和3年度の受検率は76.4%であり、補助制度が始まった平成27年度の69.0%と比べ7.4ポイント上昇しており一定の成果は見られます。

一方、合併処理浄化槽使用世帯のうち約4分の1が法定検査未受検の状況であり、引き続き適正な排水処理を進めていく必要があります。

(1) 補助制度の期間、補助回数について

【現 行】 初回の交付申請年度から10年間で最大10回



【改 正】 初回の交付申請年度から15年間で最大15回

下水道使用世帯との費用負担差の状況も勘案し、補助期間及び補助回数をそれぞれ5年、5回延長します。

(2) 補助金額 現行の補助単価2万円を維持

下水道使用世帯と合併処理浄化槽使用世帯との費用負担の差が、依然とし

て2万円を超えていることから、合併処理浄化槽使用世帯を対象とした補助制度を維持する必要があります。

(3) 初回の交付申請日の延長 (令和9年度 → 令和14年度)

【現 行】 令和10年3月15日まで



【改 正】 令和15年3月15日まで

当該補助制度は、基本計画における「生活排水処理の基本施策」に位置づけすることから、基本計画の最終目標年度（令和14年度）と要綱に規定する初回の交付申請期限の年度を合わせ、要綱に規定する初回の交付申請日を5年間延長します。

補助申請の機会を増やすことにより、さらなる受検率の向上による合併処理浄化槽の適正な維持管理と排水処理を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。

(4) 施行予定時期 令和5年4月1日

(5) その他

合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進につきましては、引き続き、勧奨通知や市のホームページや広報かこがわにより対象者への周知を図ってまいります。